福井銀行

キャッシュカード規定（法人）

1．（カードの利用）

普通預金について発行した、キャッシュカード（法人用）（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

（1）当行の現金自動預金機（現金自動預入支払機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。

（2）当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した地方銀行（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入支払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。

（3）当行の預金機を使用して振替資金を預金口座から振替により払戻し、他の預金口座へ通帳を使用して預入れ（以下「振替」といいます。）をする場合。

（4）当行および提携先の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入支払機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合。ただし提携先により利用できない場合があります。

（5）「営業店タブレットシステム利用規定」に基づき、当行所定の取引を行う場合。

（6）その他当行所定の取引をする場合。

2．（預金機による預金の預入れ）

（1）預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

（2）預金機による１回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3．（預金機による振替）

（1）預金機を使用して振替をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って預金機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力したうえ預入れの通帳を挿入してください。この場合、払戻口座の通帳および預金払戻（兼当座貸越）請求書（以下「払戻請求書」といいます。）および預入口座の入金票の提出は必要ありません。

（2）預金機による振替の取消を必要とする場合には、窓口営業時間内に、振替操作を行った預金機設置店の窓口に申出てください。この場合、預入口座名義人の承諾が必要となります。

（3）振替により預入れることができる預金は、当行所定の預入条件によるものとします。

（4）預金機による振替は１円単位とし、１回あたりの振替金額は、当行が定めた範囲内とします。

4．（支払機による現金引出し）

（1）支払機を使用して預金の払戻し（以下「現金引出し」といいます。）を受ける場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。カードによる現金引出しの場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

（2）支払機による現金引出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの現金引出しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの現金引出しは当行所定の金額の範囲内とします。

（3）支払機を使用して現金引出しをする場合に、現金引出し金額と後記6．（1）に規定する自動機利用手数料金額との合計額が引出すことのできる金額をこえるときは、その現金引出しはできません。

5．（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座から振替により引出し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。カードによる引出しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6．（自動機利用手数料等）

（1）当行および提携先の支払機または振込機を使用して現金引出しをする場合には、当行および提携先所定の支払機、振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

（2）自動機利用手数料は、現金引出し時に、通帳および払戻請求書なしで、その現金引出しを行った預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

（3）振込手数料は、振込資金の預金口座から現金引出し時に、通帳および払戻請求書なしで、その現金引出しをした預金口座から自動的に引落します。

7．（預金機故障時等の取扱い）

（1）停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

（2）前項による現金預入れをする場合には、当行所定の入金申込書に氏名、口座番号、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

8．（カードによる預入れ、現金引出し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、現金引出しをした金額、振替をした金額、自動機利用手数

料金額、または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合、または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9．（カードの紛失、届出事項の変更等）

（1）カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる現金引出し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

（2）前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。

（3）氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

（4）カードを失った場合、または、その他の事由によるカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（5）カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。この再発行手数料は、申込時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落しできるものとします。

10.（暗証照合等）

（1）カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。

（2）当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または当行の預金機または振込機の操作の際に使用されたカードが当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して現金引出しまたは振替をしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この現金引出しまたは振替が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

（3）当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合にも前項と同様とします。

（4）当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って入力した場合は、カードの利用ができなくなります。

11.（預金機、支払機、振込機への誤入力等）

預金機、支払機、振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

12.（解約、カードの利用停止等）

（１）預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

（２）カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

（３）つぎの場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第１３条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから一定の期間が経過した場合

13.（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、振込規定、カードローン契約書および振替を利用する通帳の規定により取扱います。

15.（規定の変更等）

この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第５４８条の４の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭表示による公表その他相当の方法で周知します。

以上